

「協働のまちづくり」に向けて

～ 地域課題の解決のための新たな仕組みについて～

図 1

協働のまちづくり（全体イメージ）

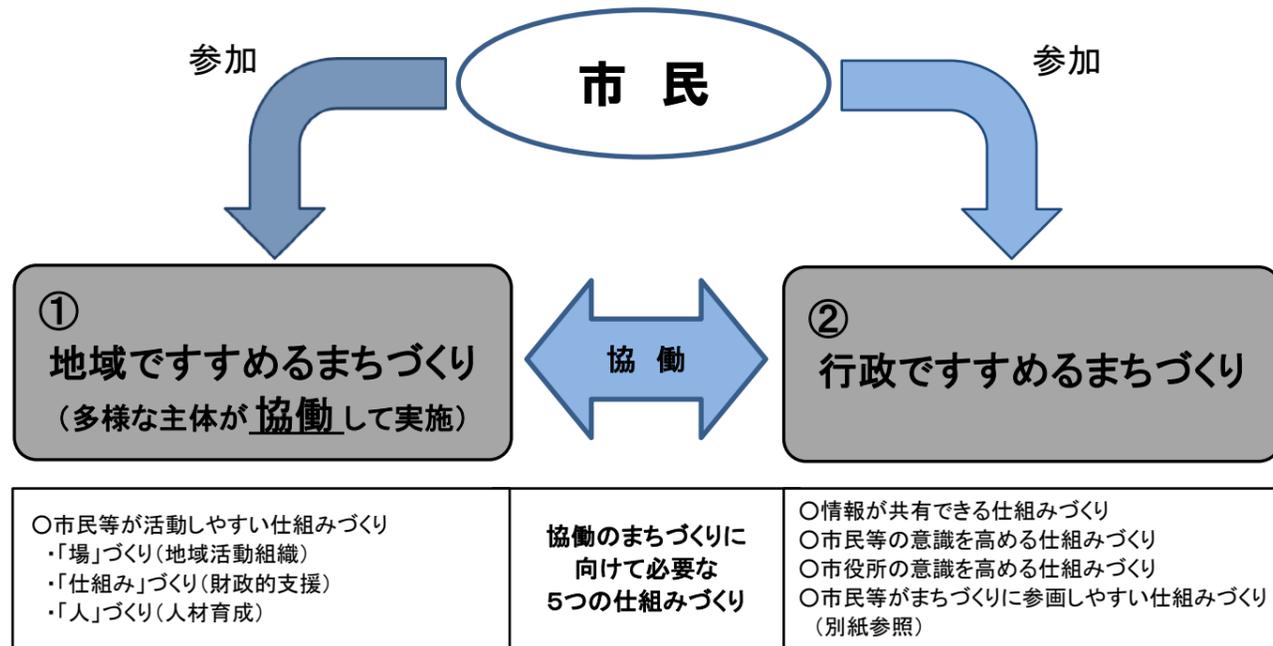
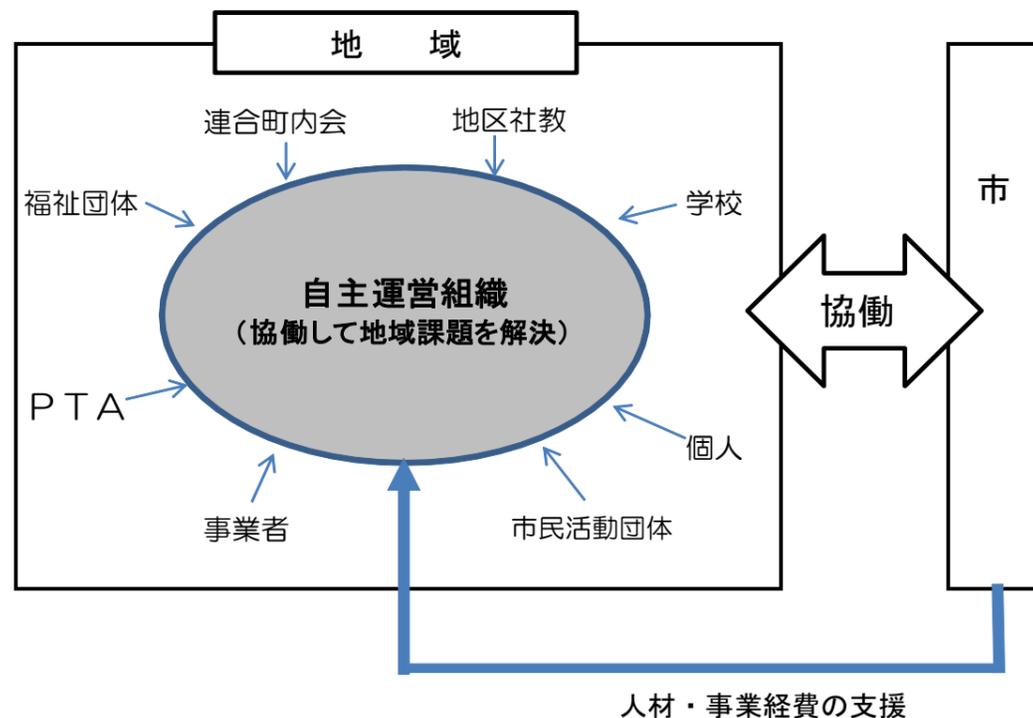


図 2

協働のまちづくり（①地域ですすめるまちづくりのイメージ）



1. 協働のまちづくりとは

地域（高山市）に住み続けたいという思いを育てる。

市民が主役という理念のもと、地域社会を構成する多様な主体（市民、地域住民組織、事業者、行政など）が、お互いの存在意義を認識し、尊重し合い、お互いの持てる能力を発揮し、ともに手を携えて、まちづくり（地域課題の解決）に取り組む（地域に住み続けたいという思いを育てる）。

2. 協働のまちづくりに取り組む地域の単位

地域活動の実態を踏まえ、まず次の単位から協議（検討）を始めます。

- ①東地区
- ②西地区
- ③南地区
- ④北地区
- ⑤山王地区
- ⑥江名子地区
- ⑦新宮地区
- ⑧三枝地区
- ⑨大八地区
- ⑩岩滝地区
- ⑪花里地区
- ⑫丹生川地区
- ⑬清見地区
- ⑭荘川地区
- ⑮一之宮地区
- ⑯久々野地区
- ⑰朝日地区
- ⑱高根地区
- ⑲国府地区
- ⑳上宝・奥飛騨温泉郷地区

※単位の見直しは地域の合意によって行われます。

3. 協働のまちづくりが必要となっている背景

- (1) 人口の減少と少子高齢化
- (2) 市民ニーズの多様化
- (3) 地域コミュニティの重要性

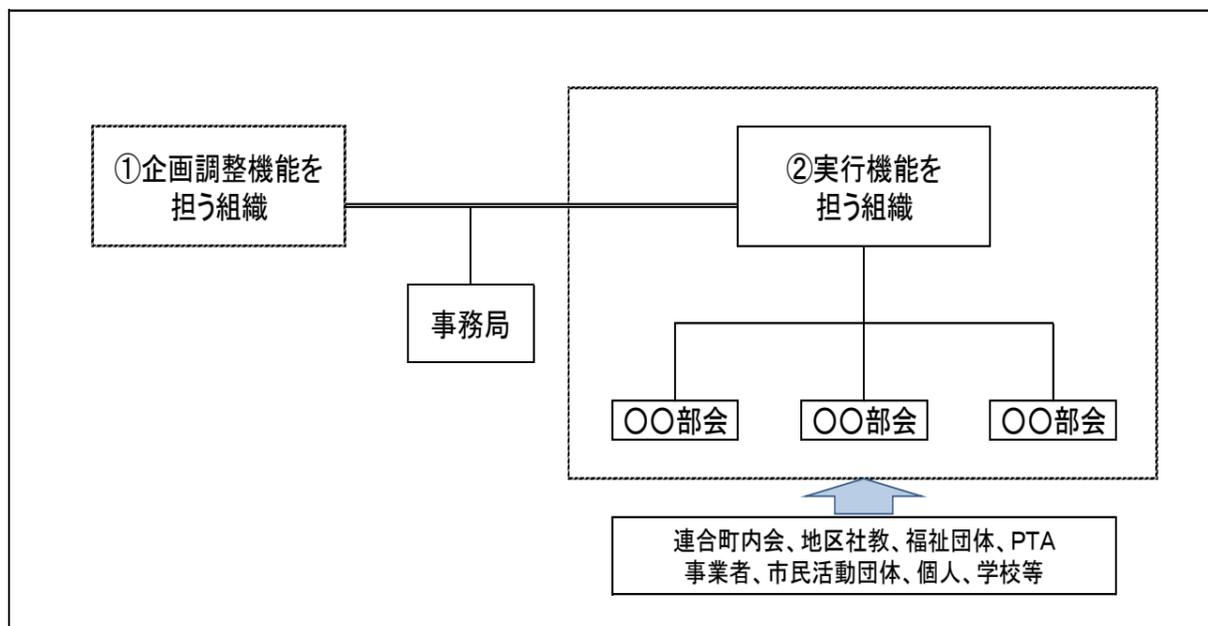
4. 地域ですすめるまちづくりに取り組むための組織について

(1) 組織に求められる機能の例

区分	①企画調整機能	②実行機能
役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題等の取りまとめ まちづくり方針（計画）の策定・進捗管理 財政支援の審査 市長への提案 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体等の事業等の取りまとめ 各種団体等の事業の調整 まちづくり事業の実施 財政支援の執行計画・管理
構成等	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、地区社教等の代表者 行政からの代表 公募住民や有識者など 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体、事業者、個人、公共機関等 事業調整は各種団体等の代表者
両機能の構成員は兼ねることも可		
事務局	事務局を設置（スタッフを配置）	

※行政の関わり …… 人材や事業の実施にかかる経費等を支援

(2) 組織形態の例（イメージ）



5. 地域ですすめるまちづくり事業について

(1) 事業の考え方

地域課題の解決につながる事業

(2) 事業の例

分野	活動項目	主な内容
人づくり	芸能文化活動	文化展や芸能発表会
	スポーツ大会	運動会、各種スポーツ大会
	教養講座	各種講座や講演会
	子ども教育	郷土学習、スクールサポート、いじめ問題
	地域づくり人材育成	まちづくり講座やリーダー研修
地域交流	交流イベント	夏祭りなど（地域内での交流が目的）
	活性化イベント	地域資源を活用したイベント
	地域間交流	他地域との交流活動
	広報活動	広報紙の発行
環境	自然保護活動	動植物、河川環境などの保護
	生態系保全	特定外来種の駆除
	緑化活動	花づくり
	資源化活動	リサイクル資源回収
	生活環境整備	ごみステーションの修繕
安全・安心	町内管理外灯維持	防犯灯の維持管理
	町内児童公園整備	老朽化した遊具の修繕
	除雪	独居老人宅等の雪またじ
	地域高齢者等支援	見守り支援、移動支援
	交通安全	交通安全意識の普及啓発活動
産業	後継者育成	伝統産業の後継者育成
	地域特産物振興	地域特産品開発、商品PR